

令和元年度第2回 こども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会

令和元年 12 月 19 日

中井代理	それでは定刻になりましたので、ただ今から、「令和元年度 第2回こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会」を開催させていただきます。 本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、事務局を担当いたします、こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理の中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、まずはじめに、お集まりいただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の資料1の名簿をご覧くださいませでしょうか。五十音順にて本日の出席者の皆様をご紹介します。 まず、専門委員の皆様です。 関西福祉科学大学 社会福祉学部 教授の遠藤委員でございます。 大阪商工会議所 中小企業振興部 部長兼経営相談室長の太田委員でございます。 公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会 会長の北委員でございます。 大阪大谷大学 人間社会学部 教授の農野部会長でございます。 大阪市児童福祉施設連盟 母子生活支援施設部会代表の廣瀬委員でございます。 大阪市民生委員児童委員協議会 副会長の矢野委員でございます。 続きまして、関係者の皆様です。 大阪労働局 職業安定部 職業安定課の射手谷（いてや）課長補佐でございます。 一般社団法人 おおさか人権ネットワークの安田代表理事でございます。 NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西の山口理事長でございます。 尚、本日は、浅井委員・徳永委員・藤井委員・宮田委員は所用のため、ご欠席されております。 こども・子育て支援会議条例第9条の規定により、部会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は、半数以上のご出席をいただいております、定足数を満たしておりますことを、ご報告いたします。 続きまして、事務局を紹介いたします。 こども青少年局子育て支援部長の高井でございます。 次にプロジェクトチームの紹介をさせていただきます。 本日は、庁内のプロジェクトチームである「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」の構成員が出席しております。構成員につきましては、資料1の裏面をご参照ください。 それでは、会議に先立ちまして、こども青少年局子育て支援部長の高井よりごあいさつを申し上げます。
------	--

高井部長	皆様おはようございます。こども青少年局子育て支援部長の高井でございます。「こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会」の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。 まず委員の皆様方におかれましては、師走の一方お忙しい中、この会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。 また、日頃より、ひとり親家庭等自立支援施策の推進にご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。 今年度でございますけれども、現行の計画の最終年度ということで前回の会議におきましてもひとり親家庭等実態調査の結果を報告をさせていただき、次期計画策定の趣旨についても説明させていただきました。 本日は、前回の会議の内容を踏まえまして次期計画の素案をお示しをさせていただきたいと考えております。 次期計画の素案につきましては、本日委員の皆様からご意見を頂きまして、それより加筆・修正を加えまして、素案につきましてはパブリック・コメントといった手続きを進めてまいりたいと考えております。 委員の皆様方のご意見を踏まえたうえで、この施策がより充実したものとなるように我々も一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますけれども私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
中井代理	続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日の資料ですが、まずお手元一番上に今回の部会の次第ですね。それから続きまして先ほど説明いたしました 資料1 こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会 名簿 「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」構成員名簿 資料2 「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」（素案）（概要） 資料3 「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」（素案） 資料4 現行計画と次期計画（素案）との変更点 資料5 「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」のパブリック・コメントの実施について 資料6 「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」策定のスケジュール あとはメモ用紙、パンフレット、リーフレット類を参考資料として置かせていただいております。特に何か不足している点とかはございませんでしょうか。 それでは、会議の進行を部会長にお願いしたいと思います。前回に引き続き、農野部会長どうぞよろしくお願いいたします。
農野部会長	はい、ありがとうございます。それでは、会議の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますが、まず会議の公開につきまして、今回の会議は公開となっておりますが、本日の傍聴者について事務局さんの方からご報告お願い致します。

中井代理	傍聴者はありません。
農野 部会長	はい、ありがとうございます。 それでは、早速議事に移りたいと思います。 議事の一番目「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和２年度～令和６年度）」（素案）につきましてお諮りしたいということですので委員の先生方ぜひよろしくお願いいたします。それでは事務局さんのほうから素案につきましてご説明をお願いします。
中井代理	かしこまりました。それでは事務局の方から次期計画の素案について説明させていただきたいと思います。主に使いますのが資料３の分厚い素案ですね。それと現行計画から色々と変更を追加している点がございますのでそれをわかりやすく示すために資料４、変更点を付けておりますので、この２つを合わせて見ながら説明をさせていただきたいと思います。素案を手にとってもらうとお分かりのように約 60 ページということでかなり分厚い内容になってございます。 ９月に第一回部会を開催させていただきまして、この素案を策定するにあたりまして昨年度ひとり親家庭の実態調査をさせていただきました。前回の部会ではその実態調査の結果報告、それからこの５年間の計画の振り返りということで施策の進捗状況であるとか、課題であるということをご説明させていただいたうえで次期計画の腰となる部分、基本方針、基本理念そして基本施策といった部分につきまして前回の部会でご説明差し上げたところでございます。前回と被る点につきましては要点だけにさせていただきまして、前回になかった部分、それから現行計画と次期計画の変更している部分などを中心にボリュームもありますので主だったところをかいつまんて説明させていただくという形で、まず私の方からこの素案を一通り最後までまず説明させていただきたいと思いますので、そのあとまたのない意見を頂ければと思っております。少しボリュームがありますので、説明時間を頂戴いたしますことをご了承いただきますようよろしくお願いいたします。 それでは資料３の素案の１ページあげていただけますでしょうか。それと変更点のところの１枚目あたりと合わせてご覧いただけますでしょうか。まず資料４の変更点のところです。Ａ４の１枚目のところで、現行計画が左に目次がございまして右側が新たな計画素案の目次でございます。変更しているところはゴシックで書かせていただいております。まずは第一章の４のところに計画の指標・目標の設定ということでこれも前回の部会で少しご提示させていただいた内容でございます。新たに次期計画から計画目標点を設定していきたいと考えております。 第２章のところですけども項目の１番として社会的な背景というものをまずいれさせていただいております。２と３につきましては見出しを変えたというような形で４のところに現行計画の振り返りといったものを追加する形で入れさせていただいております。 ３章の３につきましては文言整理ということで施策目標という言葉の基本施策の体系ということに変えさせていただいた内容でございます。あと最後第５章の２のところ先ほど申し上げました指標・目標のところの関連としまして計画の進捗管理及び検証ということで部会の指標目標値につきまして５章の２で内容を入れていくという形で項目建てしていくところでございます。

そうしましたら、各章の主な変更点について説明させていただきます。

素案の1ページとその資料の4の1枚めくっていただいて下にページ2とふっております
A3の資料ですね。このあたりと並行しながらご覧いただけますでしょうか。

まず第1章の1「計画策定の趣旨」でございます。資料の4につきましては左側が現行計画の内容、右側が次期計画の素案となっております。計画策定の趣旨のところにつきましては少し章立てを変えたところがありまして一部別のところに移した内容もございますので少しボリュームをコンパクトにした形なんですけれども、大まかな趣旨としては特に何も変えておりません。かいつまんで内容を説明いたしますと、ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うこととなるため、仕事と子育ての両立の難しさ、非正規雇用の増加などその精神的・経済的な負担は大きなものとなっています。国の方では平成14年にいわゆる「母子寡婦法」等関連法律が改正され、従来の経済的支援を中心とした施策から「きめ細かな福祉サービスの展開」や「自立の支援」に主眼をおき、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保の支援、経済的支援、こういった4本柱を総合的に展開することとなりました。平成15年に、これらを総合的に進めるための基本的な方針が決められたところでございます。

大阪市におきましては、国の基本方針に基づき、平成17年3月に計画の方策定し、平成22年、27年に計画の見直しを行いながら、この間ひとり親家庭の自立支援の施策を推進してきました。

今年度が、現在の計画の最終年度であることから、今後の施策のあり方等について、新たに示す必要がありますので次期計画を策定するものでございます。次期計画の期間につきましても引き続き5年ということで令和2度～6年度までの計画とするものでございます。このあたりが計画の趣旨の要点でございます。

同じく1ページの下「計画の位置付け」のところ です。

資料4のところ1枚目の裏をめくっていただけますでしょうか。

現行計画からの変更点といたしましてはゴシックにあります通り計画の推進に当たって他の計画の指針等と連携を図ってまいりますということでこの間新たに平成30年3月に「大阪市子供の貧困対策推進計画」というものが策定されております。また今年度中に策定予定なんですけれども「大阪市社会的養育基本計画」というものもございまして、こういった計画を新たに追加しましてそれぞれ関連の計画等と連携推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして4番「計画の指標・目標の設定」のところ です。資料3のところにつきましては2ページにはなりますが4の計画の指標目標の設定でございます。

大阪市におけるひとり親家庭等の現状や施策の効果を検証し、必要に応じて見直しや改善を図るため、3つの「指標」を設定し、指標の数値の変化を確認していきます。

また、「大阪市こども・子育て支援計画」のひとり親家庭等自立支援施策の項目と整合性を図った「目標」を設定し、計画最終年度（令和6年度）の目標の達成に向けて、施策を推進していきます。こういった形で計画の指標目標を新たに設定していきたいというふうに考えております。

続きまして資料3は3ページ、資料4につきましては次の4ページをご覧くださいませうでしょうか。国の動向につきましては現行計画ではご覧の通り文章の箇条書きで少し羅列という形でしておったんですけれども、次期計画ではそういった形で見やすく変更させていただいております。今回計画策定にあたりましてこの計画が少しでもより良いものとなるよう

に一人でも多くの方にせつかく作るものですので、読みやすいものにしたい、そういった思いもありまして、**れいあんとかも**含めて変えさせていただいている部分もございます。それでは続きまして素案について4ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

4ページ5ページが第2章ということでひとり親家庭を取り巻く現状と課題ということですので。

この章立て自体は現行計画でもあるんですけれども1番の項目、社会的な背景として次期計画において新たに追加したいと考えております。これも次期計画策定にあたって今回他都市の計画等も参考にさせていただきました。そういったなかで他都市さんなんかでは社会的な背景ということでひとり親を含めた子供施策全般も含めたいろんな社会的な動きがあるということを少しは押さえておきたいなということで、今回新たに追加させていただいた内容でございます。まず（１）としまして子供の貧困というところでございます。

子どもの貧困に関しましては、平成24年には数値的には過去最高の16.3%、平成27年にはやや改善したものの13.9%ということで高い水準にあります。更に、ひとり親家庭の貧困率も平成24年度には54.6%であったものが、平成27年には50.8%と改善したものの、高い水準にあります。大阪市においても、平成29年3月に「大阪市子どもの生活に関する実態調査」というものを行っておりましてその結果をみますと、ひとり親家庭、特に母子家庭の困窮度は非常に高く、正規雇用の割合が低いとともに、世帯収入が低く、家計が赤字の割合が高いことも確認されているところでございます。

次に（２）教育の無償化、給付型奨学金など、こどもの教育機会の平等化ということで。これは3行目あたりからごらんいただけますでしょうか。

令和元年10月から、幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼児教育が無償化され、一方で、経済的な理由で学び続けることをあきらめないよう、私立高等学校等の授業料の実質無償化と、大学などの高等教育の無償化が始まります。というような内容を入れております。

次に3番目

（３）養育費確保等の重要性ということです。

こちらまず1行目のところ、平成24年の民法改正により、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、「親子の面会交流」「養育費の分担」が民法の条文上明示されたということです。

続いて2段落目

令和元年5月に民事執行法が改正され、養育費の不払いに対して強制執行の申し立てにあたり、裁判所を介して支払い義務者の給与や預貯金口座に関する情報が得やすくなります。といった動きがあります。

次5ページ見ていただきまして

（４）未婚のひとり親の負担感の軽減ということです。こちらは3段落目あたりからご覧いただけますでしょうか。

平成31年度税制改正により、一定の所得要件等を満たした未婚のひとり親に対し、令和元年度に17,500円の臨時・特別給付金が支給されるとともに、令和3年度以降の個人住民税の非課税措置等が適用されることとなりました。さらに、令和2年度税制改正において、所得税及び個人住民税における寡婦控除の適用について議論されています。という動きがございます。

最後（５）番。父子家庭特有の課題としまして

平成26年10月に法律改正により、父子家庭も支援の対象として法的に位置づけられました
が、父子家庭は母子家庭に比べ比較的收入があることから、ひとり親家庭の自立支援施策
の対象に該当しない場合が多いです。

しかし、家事の仕方や異性の子育ての悩みなど、父子家庭特有の困難を抱えており、母子
家庭と異なる支援が求められています。こういった内容を新規で盛り込みさせていただきました
ました。続きまして素案6ページをごらんいただけますでしょうか。

ひとり親家庭の現状についてでございます。こちらでも現行計画について記載している内容
でございまして、直近の5年間の分をいわゆる年度更新という形で入れさせております。

（１）離婚件数につきましては平成15年をピークとして減少傾向にはあります。ただし、
離婚率につきましては大阪市の場合は常に全国平均を上回っております。

続きまして（２）児童扶養手当受給者の推移。こちらでも平成24年度まで増傾向にありましたが、
それ以降減少傾向に転じています。ただし先ほども申し上げました通り離婚率や児童
扶養手当受給者につきましては大阪市は**制定**市のなかでは第一位の状態がずっと続いている
ところでございます。

続きまして7ページをごらんいただけますでしょうか。本計画にあたり先ほども説明しました
昨年度実態調査を実施しておるところでございます。ここから以降はしばらく実態調査の
主な内容について掲載の方させていただいております。掲載している内容につきましては
基本現計画と同じような主要な項目を載せさせていただいているところでございます。細
かな説明につきましては前回の部会でさせていただきましたので再度主な点だけ少しだけ
紹介させていただきたいと思えます。まず12ページをごらんいただけますでしょうか。こち
ら**こうばん**3といたしまして「実態調査」の結果とみえてくる課題とうことで

（１） 就業に関してです。冒頭の文章にもあります通りひとり親家庭の就業率は高く、母
子家庭が86.0%、父子家庭が85.2%となっています。非常に高い割合で就業されておま
す。

しかしながら、母子家庭の就業形態の変化についてみると、「正社員・正規職員」として
働いている人は、婚姻中に大きく減少し、現在この調査をおこなった時点では36.5%となっ
ています。また、「パート・アルバイト」などいわゆる非正規職員の割合は43.8%という割
合になっています。続きまして17ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらは オ 専門知識、資格取得の有効性についてというところでございます。

母子家庭について、現在の職種別でみると、専門知識・資格・技術をいかした仕事をして
いる母親の正規職員の割合は65.2%と先ほど説明しました母子家庭全体の割合である36.5%
に比べて著しく高く、安定した雇用に有効であることがあらわれています。

続きまして18ページ子育て生活についてというところでございます。

ア ひとり親家庭になったときに困ったことについてでございます。

母子家庭では「経済的に困った」が71.8%で最も多く、父子家庭（35.9%）に比べて35.9ポ
イント高い割合になっています。なお、「就職先がなくて困った」や「住むところに困っ
た」という割合も父子家庭に比べて10ポイント以上高い割合になっています。

一方、父子家庭では「仕事と子育ての両立が困難だった」（57.2%）が最も高く、「こどもの
教育（進学）やしつけのことで困った」（35.9%）、「家事の仕方がわからなかった」
（20.4%）、これらは母子家庭に比べて10ポイント以上高い割合になってございます。

続きまして22ページをごらんいただけますでしょうか。

養育費・面会交流についてでございます。

ア 養育費の取り決め状況についてです。

母子家庭で、「何らかの取り決め」をしている割合は43.3%、また「何らかの文書で取り決め」を交わしている割合は27.9%、「公正証書など強制執行が可能な文書（債務名義）」で取り決めに交わしている割合は21.3%となっています。ですのでまだ半数以上は取り決めをしていないという状況でございます。

続きまして25ページごらんいただけますでしょうか。

養育費の受け取り状況のほうでございます。

養育費の取り決めでできていない方も含めた全母子家庭で、「定期的に養育費を受け取っている」割合は18.7%という状況でございます。戻っていただいて24ページのところになりますけれども取り決め内容別でみた場合、公正証書などの文書で取り決めに交わしている方に限った受け取り状況でみますと52.4%ということで非常に高い割合ということが確認できます。

26ページ面会交流の状況ということでこちらの方は母子家庭においては面会交流の取り決めをしているのは34.8%、実際面会交流を実施している割合は18.4%という状況でございます。尚、前回の部会の時に委員の先生の方から養育費の取り決めをしているもののうち面会交流の実施状況はどういったものかということでご質問いただきました。前回の時にクロス集計ができていなくてお答えできなかったんですけども、確認をいたしました。養育費の取り決めをしているもののうち面会交流を実施している割合は33%ということです。尚参考として通常の割合で行きますと18.4%ですので高い割合ということが確認できます。尚参考として面会交流の取り決めをしているもののうち養育費を定期的に受給している割合、こちらも参考に見ましたら38%ということになりますので通常ですと18.7%ですのでこちらにも高い割合があるという確認ができました。

続きまして27ページごらんいただけますでしょうか。経済的な状況についてでございます。こちらはまず1行目

母子家庭のところの、同居親族を含む自身の世帯の年間収入、平均額が290.8万円という額になっています。次2段落目

そのうち、自身の年間総収入でいきますと平均額は240.7万円、次に自身の年間就労収入就労に限っただけの年間収入でいきますと平均額は229.2万円という額になっています。次に父子家庭のほうです。父子家庭の同居親族を含む世帯の年間総収入、平均額は486.5万円でございます。次に自身の年間総収入は454.0万円、次に自身の年間就労収入でみますと454.1万円ということで、母子家庭の方の経済的状況の方が厳しいということが確認されているところでございます。

続きまして32ページごらんいただけますでしょうか。

福祉サービスを受けるときに困ったことということで、母子家庭では、「どこまで支援してくれるのかわからなかった」や「何をしてくれるのかわからなかった」、「どこに相談に行けばいいのかわからなかった」が上位3項目にあがっており、福祉サービスの周知度の低さがうかがえるというところでございます。このあたりは右にあるページ父子家庭においてもほぼアンケート結果としては同じ状況になってございます。

続きまして36ページごらんいただけますでしょうか。

困ったときの相談先についてです。

母子家庭・父子家庭とも「親族」が最も多く、母子家庭は68.2%、父子家庭は63.2%となっ

ています。これに次いで「友人、知人」が、母子家庭は66.1%、父子家庭は41.1%となっています。

困ったときに相談する相手として、「公的機関」の割合が低く、また「相手がいない」は母子家庭に比べ父子家庭の方が高くなっている状況でございます。

ここまでの昨年度行いました実態調査から見てきた主な課題の主要な点をまとめさせて頂いた内容でございます。

続きまして37ページごらんいただけますでしょうか。項目4としまして現行計画における振り返りという項目でございます。これは現在の計画においてはこういった内容、計画のところには入れてなかったんですけども前回の時も部会ではこういった振り返りというのは資料としてお示しはさせていただいておりますので、できれば計画の中にも入れておいた方がいいかなと思ひまして数ページを頂戴して入れさせていただいたところでございます。前回の部会で説明させていただいておりますので主な点だけかいつまんで説明させていただきたいと思ひます。まず37ページの

(1) 就業支援についてでございます。中段のところ

イ ひとり親家庭等自立支援給付金事業のほうごらんいただけますでしょうか。

資格取得等による就業を支援するため、次の給付金を支給しました。ということで2つめ 高等職業訓練促進給付金でございます。これは看護師などを目指す方が看護学校、専門学校に通っているから就労収入が得られないということで専門学校に行っている間の生活費を支給する事業でございます。国基準でいきますと市民税非課税世帯に対しては月額10万円ですけどもこれを大阪市独自で月額14万1千円に拡充したところがございます。平成30年度より実施しております。また今年度からなんですけれども市民税課税世帯に対しましても修業期間の最後の1年間に限ってでございますが、通常であれば月額7万5000円のところを月額11万500円に4万円アップしたと国と同様の引き上げなんですけれどもこういった拡充も行っております。また助産師や保健師を目指す方につきましては専門学校等4年通う必要がありましてこれまではこの事業3年が限度だったんですけども就業期間の上限も4年に引き上げられたところがございます。

次にその下の高等職業訓練促進資金貸付金事業でございます。先ほどの事業と関連するものなんですけれども専門学校の入学にあたり入学金など貸し付けを行う事業でございます。

平成28年度より新規事業として50万円を上限に貸付を行っております。ただしこの事業につきましては貸し付けなんですけれども専門学校に行つて資格を生かしてその後5年間就職すればその貸付金は返済免除ということになってございます。次にその下です。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業についてでございます。高校中退されたひとり親家庭に対しまして学び直しの支援のために国が実施しております高等学校卒業程度認定試験というものがございます。その試験の合格を目指して講座を受講している人に対して受講費用を補助するものでございます。従来までは6割補助だったものを市の方で独自に拡充しまして合計10割支給するということをしていただいております。あとこれはひとり親の子供さんも対象になるのですが、対象年齢20歳までだった分25歳未満にも拡充しております。最後一番下ですが専門学校等受験対策事業です。

これは看護師などを目指して専門学校の入学を目指している方、中には予備校などに通つて勉強しておられる方もいらっしゃる。そういった方に対してその予備校に通う費用を補助する事業であつたりとか、この愛光会館において合格支援の爲の無料の講座を実施

したりしている内容でございます。

続きまして39ページご覧いただけますでしょうか。

子育て・生活支援についてでございます。こちら真ん中にあります取り組みの成果と課題のあたりをごらんいただけますでしょうか。2段落目のところです。

「ひとり親家庭等日常生活支援事業」があるんですけれどもこちらにおいては、家庭生活支援員の増員に取り組んでおるところでございます。またその下の段落です。

市営住宅の関係です。ひとり親家庭の優先選考枠として毎年同数（225 戸）を確保しておるところでございます。

また平成30 年度より保育施設等の利用調整について、ひとり親家庭の親が就職や転職に有利な資格が取得しやすいよう、ひとり親の就学についても点数を高く設定いたしました。

続きまして40ページごらんいただけますでしょうか。

養育費確保に向けての支援についてでございます。40ページの下段にございます取り組みの成果と課題のところ3行目あたりからごらんいただけますでしょうか。

平成28 年度からは養育費に関するパンフレットを区役所の住民票窓口において離婚届とともに配付し、また大阪弁護士会と連携して、「離婚・養育費」に関する無料の弁護士相談を開始したところでございます。

また29 年度からは新たに市独自でパンフレットを作成し、広報啓発に努めております。

さらに41ページ3行目あたりからです。

今年度からですけれども養育費の取決めから保証、履行確保までの課題を解決するための総合的な支援としまして、「養育費確保のトータルサポート事業」を実施しているところでございます。内容につきましては養育費の取り決めにあたって公正証書の作成、に關しましてその作成費用補助する事業でありますとか、作成にあたって公証役場に行く必要があるんですけれども専門の相談員が必要に応じて同行をするというような支援、それから無料の弁護士相談、こちらも日程調整はいるんですけれどもいつでも随時うけられるように専門相談を拡充したりとか、あと最後に養育費の立て替え払いに關しまして市民さんが養育費の保証会社と保証契約を結んだ場合にかかる保証料の方を補助するといったような総合的な取り組みを今年度から開始したところでございます。

続きまして42ページご覧いただけますでしょうか。

経済的支援についてということで、ア の児童扶養手当についてでございます。3 行目あたりからです。

平成28 年8 月分から第2 子以降の加算額を増額するとともに、30 年8 月分から全部支給となる所得制限の限度額を引き上げを行っております。また令和元年11 月分から支払い回数を4 ヶ月分ずつ年3 回から、2 ヶ月分ずつ年6 回に見直しをされているところでございます。

続きまして43ページ、サポート体制の充実についてでございます。真ん中の取り組みの成果と課題1行目からご覧いただけますでしょうか

ひとり親家庭サポーターの相談窓口についてです。それまでは全区役所で週2 回相談窓口を開設しておりましたが今年度から、各区役所における相談実績等を加味しまして、8 つの区において週3 回に相談窓口の開設を拡充いたしました。

また昨年30 年度からひとり親家庭等の自立支援に關しましてNPO法人や民間団体と連携というの進めておまして、現在4つの当事者団体と2つの民間企業合わせて6 法人とひとり親家庭の自立支援にむけた連携協定を締結しておるところでございます。

続きまして44ページごらんいただけますでしょうか。

第3章というところになります。こちらは資料4のところも併せてご覧いただけますでしょうか。資料4の5ページも併せてご覧いただけますでしょうか。第3章の 計画の基本理念のところでございます。

特段、一番の基本理念でありますとか基本的な視点のところにつきましては大きくは特にかえている内容はございませんが、2の基本的な視点のところでは1点、前回の部会の方で事務局の方から提案させていただいたんですけれども昨今動きがありますこどもの貧困の関係につきまして何かそういった内容がこの基本的な視点あたりに入れられないかなということで各委員さんの方から意見を頂戴したところでございます。意見の内容としましてはあまり貧困という言葉にとらわれずに広い意味で経済的な支援だけではなくできるだけ子供を中心とした子供の教育であるとかはたまた生活、自然体験とかもいろいろやっていくとかそういったようなこともふまえて幅広くとらえていく必要があるのではないかなという意見を頂戴したところでございます。そういったところも踏まえまして今回2番のこどもの視点というところがございまして、そここのところにひとり親家庭のこどもたちの幸せを第一に考える視点に立って、子供の現在、および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようまた子供にとって最善の利益が尊重されるよう施策を推進しますというような形で少し内容を追加させていただいたところでございます。

続きまして素案の方45ページ、それから変更点のところは6ページご覧いただけますでしょうか。

基本施策の体系というところになってきます。国の方では就業支援子育て生活支援養育費確保に向けての支援経済的支援、といういわゆる4本柱で実施しておるんですけれども、大阪市におきましては当初からもう一本加えましてサポート体制の充実というこの間5本柱で施策を進めてきたところでございます。前回の部会においても引き続き次期計画もこの5本柱で考えておりますというところでおおむね了解いただいたところでございます。引き続きこの内容で次期計画も組んでいきたいなと考えております。その中でも少し内容で盛り込ませていただいたところ、説明させていただきます。まず1番目の就労支援のところでは変更点の6ページのアンダーラインもひばってありますけれども、真ん中あたりに特に専門技術や資格取得は安定的な就業に結びつきやすいことから、資格取得支援等を重点的に取り組んでいきます。というのを追加させていただいております。次に3番目養育費確保に向けての支援のところは3行目のところからです。養育費の取り決め内容の債務名義化の促進を重点的に取り組み、相談体制の充実を図るとともに、取り決めから保証、履行確保までの総合的な支援を実施します。というものを追加させていただきました。またサポート体制の充実のところは中段のところまた、多様化している各家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用し、ひとり親家庭等の自立支援の取り組みを推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、地域団体や企業、NPO法人など民間団体等と連携する取り組みを推進するとともにというものを追加させていただくとともに、一番最後のところにそして、ひとり親等が、自己実現を図ることができる社会、人権が尊重される社会の実現のため、総合的な施策推進と人権啓発の取り組みを推進します。ということでくくらせていただいております。第3章の変更点につきましては以上でございます。

続きまして素案の46ページ以降ご覧いただけますでしょうか。

今説明しました5本柱に基づき具体施策の展開というところの章立てでございます。変更点

	については7ページごらんいただけますでしょうか。7ページのところ少し見にくいですが、じつは現行計画においても第4章具体的施策の展開という項目はあるのですが現行計画においての記載の仕方としては、それぞれ5本柱の中にさらに中项目的な項目を立てまして、例えば就業支援でありましたら効果的な職業相談職業紹介、それから安定した就業にむけた雇用能力の開発、職業機会の創出ということでまた項目を細分化してそこに事業を紐づけて記載しておったんですけれども例えばそうしますとこの愛光で実施している就業自立支援センターの事業があちこちの項目のところに分割して表記されているということで、それはそれで見やすいということもあったんですが、事業としてまとめた方が見やすいのかなと思ひまして、そういった形で今回記載としては変えさせていただいているというのが大きな変更点でございます。あと具体の事業につきましては特にこの間現行計画において、新たに新規で行っている事業を追加しておるのが主にございまして、そのあたりだけ少し説明させていただきたいと思います。素案の方の46ページご覧いただけますでしょうか。下段のところまず（イ） 区保健福祉センターにおける就業相談の2つめの丸のところです。 大阪労働局との協定に基づき実施している、「生活保護受給者等」に対して就労支援を一体的に実施する事業により、11 区においては区役所内にハローワークの常設窓口があるため、こういった支援事業を活用し職業相談・職業紹介、カウンセリングなど、きめ細かな支援を実施しているといった内容、これは平成26年度から開始しておる事業でございまして今回新たに追加させていただきました。 次に47ページ エ ひとり親家庭自立支援給付金事業の3つめの丸のところです。先ほど拡充で少し説明させていただきました高等学校卒業程度認定試験合格支援事業についてでございます。これは27年度から開始した事業でございますので現在の計画にはないので新たに追加させていただいております。 次に48ページごらんいただけますでしょうか。これも先ほど説明いたしました看護学校入学を目指している方の支援専門学校等受験対策事業です。こちらの事業30年度から開始しました関係もありまして今回追加したところでございます。 それから続きまして52ページごらんいただけますでしょうか。ス 母子生活支援施設における支援の充実というところでございます。2つめの丸のところです。 母子生活支援施設を退所した母子に対し関係機関によるネットワークを活用した支援を継続して行うことにより、地域における母子の自立生活を支援します。というものを新たに追加させていただいております。 従来からこういった支援は実施しておったところなんですけれども、平成29年度から市の予算事業として新たに実施しているということもありまして今回追加させていただいております。 続きまして
	ソ 民間住宅への入居支援についてでございます。 子育て世帯をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録等を推進します。ということで平成29年度から開始している事業でございます。続きまして タ 大阪市こどもサポートネットについてでございます。 支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、各種施策が十分に届いていないといった課題もありますので、支援の必要なこどもや世帯を

学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進していきます。ということで30年度より新たに開始している事業でございます。

続きまして54ページごらんいただけますでしょうか。養育費確保の関係で、イ 区保健福祉センターでの相談・情報提供ということでございます。これは先ほども説明しました1個目のまるのところひとり親サポーター専門員が同行支援を行っておりますのでこれを追加しているのと、それからウ 専門相談の2つめの丸のところ。無料の弁護士相談をやっておりますというのを追加しております。あとそれからエ 各種補助金の支援ということで公正証書の作成費用と民間会社での養育費立て替え払いに関する保証契約の補助をしておりますのでその内容を追加しております。

次に55ページごらんいただけますでしょうか。児童扶養手当の支給についてでございます。こちらは5つ目の丸からです。少し先ほども説明しました平成28年から第2子第3子の加算額が増額されたということと平成29年4月から物価スライド制が適用になった、平成30年8月から全部支給の所得制限限度額が引き上げられたということと手当の支払い回数が年6回に変更されたという内容を掲載しております。

つづきまして59ページごらんいただけますでしょうか。

コ 母子生活支援施設における地域連携及び相談支援についてでございます。地域で生活するひとり親家庭等の様々な相談に応じるとともに、専門性と地域ネットワークを活用した支援を提供します。また、虐待等の理由により、母子分離に至る前や、児童養護施設等に入所した子どもが再び母と生活するにあたり、母子生活支援機能を活用して、母子を継続的に見守り、家族関係再構築を支援します。という内容を追加させていただいております。

次にサ 子供支援ネットワーク事業についてでございます。地域におけるこどもの貧困などの課題解決のための取組みの活性化と、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築します。という内容を多雨生かさせていただいております。その2つ下 ス 地域団体や企業、NPO法人など民間団体との連携ということでこれは先ほど説明しました現在6団体と提携を結んでいる協定のことについて盛り込ませていただいております。第4章の変更点につきましては以上の内容でございます。

最後の第5章のところでございます。あと少しだけお付き合いの程よろしく願いいたします。

第5章 施策の推進についてでございます。素案ですと60ページ、変更点の資料4でいきますと13ページごらんいただけますでしょうか。変更させていただいた内容は2の計画の進捗管理及び検証のところでございます。現行計画でもこういった進捗管理、検証というのか計画書に記載させていただいているんですけれどもより具体に行っていくために本計画で大阪市におけるひとり親家庭の現状の把握や施策の効果を検証し必要に応じて見直しや改善を図るため、次の3つの「指標」を設定し、指標の数値の変化を確認していきます。また、「大阪市こども・子育て支援計画」の「はぐくみ指標」のひとつである「母子家庭の就業者のうち正規職員の割合」を本計画の「目標」と位置づけ、計画最終年度（令和6年度）の目標の達成に向けて、施策を推進していきます。というものを新たに追加させていただきました。その具体の指標の内容についてでございます。素案の61ページご覧いただけますでしょうか。前回の部会の方でも少しお話具体的内容としてまた後日事務局の方か

	ら各委員さんに意見を求めてくださいということを受けましてうちの事務局の方から指標に関して3つほど少しご提案させていただきました。 1つ目がひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率、2つ目が児童扶養手当受給者における養育費を受給している方の割合、3つ目がひとり親家庭サポーターへの相談件数というこの3つの指標にございます。 各委員の先生方からはおおむねこの3つの指標でということでご意見の方頂戴したところでございますのでこの3つの指標について今後この3つについては数値をわかれるものですのでこの数値を見ながら施策の進捗管理等図っていききたいなという風に考えております。この指標とは別に目標というものも別に掲げたいなと思っております。目標ですのでこちらについては目標値を定めて管理していききたいなと思っておりまして、こちらはこのひとり親家庭支援部会のいわゆる親会にあたりますこども子育て支援部会がございましてそちらのほうでこども子育て支援計画というのも次期計画が同じく来年度からですので現在は計画策定になっておるところでございます。その計画策定の中で目標値を設定した方がよいのではないかなという意見が出ておりましてその中でもひとり親家庭の中でも一つ目標設定をさせていただいているところでございますその内容がここに記載の母子家庭の就業者のうち正社員の割合のところでございます。ですのでそちらの会議計画性を図る観点からこちらのひとり親の計画のつきましても同じ内容の目標内容を記載させていただいているところでございます。ちなみに現在の正職員の割合につきましては現状地が昨年度の42.4%という数値が出ております。この目標値の46.1%の設定根拠なんですけれども全国の母子家庭の実態調査がでておりましてそちらでの数値が約44%ということに全国の調査結果が平成28年度に実施しておりましてうちの实態調査が昨年度ですので2年間機関がずれております。この間はちょっと書き傾向にあるということで全国の23年度と比べると全国ではそれなりに正規雇用の割合が伸びているということになりますのでその辺少し伸び率を考えさせていただいてまずはその全国レベルに追いつこうということで46.1%という数値を設定させていただいたところでございます。すみません、説明が長くなりましたけれども事務局からの説明は以上にさせていただきます。よろしくお願いいたします。
農野部会長	はい、ありがとうございます。非常に丁寧な資料を作っていただきましてありがとうございます。それでは只今事務局さんからご説明頂きました内容に関しまして委員の先生方からご意見あるいはご質問があれば頂きたいのですがいかがでしょうか。どなたでもぜひ活発なご意見を頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。はい、お願いします。
山口委員	山口です。今日の朝のTV4チャンネルのビビットということでシングルマザーのことをたまたまやっていたのでここへ来る前に見ていたんですけどもシングルマザーの支援のことで大阪市が資格を取るための講座を頑張っているというの映っていましたよね。だれかご覧になった方おられますでしょうか。大阪は離婚率が高いし、正規雇用の割合が低いし、収入も低いし家計は赤字だし養育費の支払いが悪いということで貧困率が非常に待ったなしだということでそういう中で大阪市が就労支援にすごく力を入れているというのが膨大な資料と今の説明でよくわかったんですね。こちらにも載っているんですけども特に前回の時も私言ったんですけども高等職業訓練促進給付金事業等専門学校等受験対策給付事業などで他の市に先駆けてサポートの成果を評価したそのうえでそれでもやっぱり昨日、一昨日かな、ジェンダーギャップ指数

	がまた下がって 121 位になったといわれるように、そもそもシングルマザーの貧困というのは男女の賃金格差とか正規とか非正規の格差からも生じているからそこを是正しないといけないので市役所側はこれだけがんばっているんで企業側にもぜひ男女の賃金格差の是正の努力を更にやってもらうように、こちらの方に入れていただきたいと、雇用環境の整備というのは少し載ってましたけれども 49 ページかな、長時間労働の是正とか雇用形態にかかわらない公正待遇のことが載ってたんですけども私も毎回言っているんですけどもシングルマザーひとり親が 8 時間普通に働いて 2 つ 3 つも仕事を掛け持ちしないで 8 時間働いて親子が食べていける賃金、食べて生きてそして将来のためにちょっとくらい教育費の貯金をできるような真っ当な賃金が支払われるような環境整備という雇用をぜひ企業側に求めているいただきたいなと非常に思います。せっかくこれだけ大阪市が力を入れてシングルマザー、シングルファザーに資格を取ってもらっているのにそれをしっかり企業さんの方で生かしていけるようなバックアップというんですか、そういうのを非常に強く強く求めるものです。
豊野会長	はい、ありがとうございます。雇用環境の整備という形で 49 ページに入れていただいておりますけれども、例えば賃金格差の是正であるとかあるいはひとり親家庭のお母さんを積極的に雇用していただくとかこの雇用環境というのはかなり大きなものが含まれると思いますけれども。事務局さん何かコメントございますか。
中井代理	内容としてはおっしゃる通りかなというところで、具体的に我々もこの後これがなかなか大きな課題とうことで、ただやはり理念的なところは本当にその通りかなと思います。
豊野会長	はい。
北委員	北です。雇用関係についてですね、ひとり親の点で正規雇用というのを目指すということで私の場合なんかはようするに役員会社に入ってそこで離婚の経験ということでやはり正直な話離婚になったのは大変なんですけれども、いいところに勤めていたということもありますけれどもでもそのためには男女雇用均等法とかいろいろな仕事もそのままただの雑用ではなくてやっぱりそこで資格というよりもその仕事の大変さとかやはりそういう風な形、また家族が親に迷惑をかけたりとか周りの人に迷惑をかけたりとかそういう風な形も含めてやはり雇用というのは環境ってあると思うんです。だから今の母子家庭の方達って割と優遇されてきていると思うんですよね。かなりね。だからその中でもボランティアとか前向きな人というのは正社員にならなくてもやはり子供を優先してだからどこに基準を置くかというのは大変だと思うんですけどもパートとかそういうふうに時間を制限されずにお願いをして子供が病気の時に出ていくというそういう介護にしてもですね、そういう時間の取り方をしている方とか沢山いたりとか、そういう方だと介護の仕事だと反対に丸々入れれない、正社員になると大変だということということで、自分の方からできるだけ正社員にならずに働いている方って本当に周りが多いですね。夏の学校の給食の時だけ入れている方とかね。そのかわり子供の学費とかそういうものの方に力を入れている方、まあ本当にいろいろ様々だと思うんです、視点が。正規雇用というのは極力は目標にはしたいと思うんですが、母子家庭とか父子家庭とかそういうふうな一人一人の視点から見たときにバランスよくというか世間でいうような形と相反するということもあるということもあると見合いながら計画していったらいいと思うんです。

農野部会長	はい、ありがとうございます。はいどうぞ。
射手谷委員	今おっしゃっていただいていた通りだと思うんですけどね。我々で言いますとマザーズハローワークとかハローワークのマザーズコーナーというのが府内に 10 か所あるんですけども正社員の求人というのは今この景気ですので非常に増えているんですよね。ただ、今おっしゃっていたようにその正社員の求人を希望する方が一体どれくらいいるのかというとむしろ少なくなっているというのが現状です。行政として大切なことはですね、例えばひとり親だからこういう選択肢はないということをなくす努力をしないといけないんじゃないかと思うんですね。いろんな選択肢を環境とかで選べないということをなくすようにすべての人が選べるように選択肢を提供できるように努力するということがまず大事で、あとはその人たちが自分の望む選択ができるようにすればいいだけであってね、個人個人にはいろんな事情もありますし、条件もありますので今言いましたように正社員が必ず良いということではないんですよね。ただ、ひとり親であるからと言うことで正社員の選択出来ないというのは絶対問題ですのでそういうことはなくさないといけない。でするので環境面で差別がでないとか区別がされないというようなことを整えるということは大事でして、やっぱり正社員で働くと賃金も上がりますが、責任も当然出るんですよね。それはしんどいから選ばないという方が意外と多いというのが現場の感覚としては本当にあります。なのでハローワークでいうとむしろ短時間でいろんな仕事ができるように短い時間の求人も確保するというのも必要なんじゃないかというふうに考え方は少し変えつつあるというのが現状でございます。
農野部会長	はい、ありがとうございます。随分と前だったと思うんですけども、この大阪市さんのこの会議の何期計画だったかな、以前アメリカに寄せてもらったときにアメリカではホームレスの女性の方も多くて、そういう方を企業がトライアル雇用してくださって自分のところで雇えなかったら企業のネットワークの中で就職を紹介するというのをやっているんですよね。今射手矢委員がおっしゃってくれたようにいろんな選択肢があるというのはものすごく大事だなとそういう気がしています。だから賃金男女格差が是正されている会社であるとか、あるいはひとり親家庭のお母さん方、お父さん方に非常に優しい取り組みをしておられるそういう企業を何か増えてくださるといいなということと、やはり国では以前から働きやすい優良企業を表彰するようなそういう制度をしておられて、そういう風な取り組みであるとかそういうことが必要なのかなという気がしました。いかがでしょうか。はい。お願いします。
廣瀬委員	母子生活支援施設から参加しております廣瀬でございます。いつもお世話になりましてありがとうございます。今回の計画の方で母子生活支援施設における支援の充実というところで項目建てをしていただいたことは、とても感謝しておるところでございます。ひとり親の中で本当にひとり親は幅が広いというところで、どこで焦点をあてるのだろうかということになりまして、まず私たちの施設でたどり着かれる方は特定の妊婦の方であったり、貧困であったり、外国人の方であったり、DVの方であったりという部分の方がたどり着かれるというところでは、ひとり親の中でも困難なところが漏れやすいというところで、どんなふうに一緒にあげていくのかなということをずっと施設側は考えていたんですけども、今回こういう項目建てをしていただいたということはしっかりそこに含めていただいたというところで本当に感謝申し上げます。そういう中で、や

	はり母子生活支援施設というのはなかなか社会の中で認知というところでは薄かろうかなというところへんでは、そういうふうにしっかりと充実というところに入れていただいたというところでは母子生活支援施設がどのような役割をしているんだろうかというのを、現場の方はしっかりと社会の方に理解していただくように発言していきたいなと思っております。その中でネットワークを活用した継続的な支援ということで、アフターケアの部分もこうやって入れていただいているんですけども、こうやって外の対処してもまた孤独になったり、疎外感に陥らないようにという形でかかわっている中で、そういう切れ目のない支援をしている中で、地域のひとり親の方もとても大変な状況だということも私たち施設側も、ましてどうやって施設の専門性を提供するかなと施設側も色々と考えております。施設の中の支援はなかなか見えにくくて、今まで住宅の提供みたいなところで母子生活支援施設は書かれておったんですけども、中で様々な支援がされていて子育て支援というのはもちろんですし、就労支援ももちろんですし、行政や各団体さん行例会さんだったり、NPOさんだったりとか、私たちは顔の見える関係という形はできているんですけども、なかなかそこが見えにくかった部分でありますんでね、そういうところではもう一つ項目建てをしていただきました、59 ページであります母子生活支援施設における地域連携及び相談支援という項目建てをしていただいたところで、より私たちの今までやっていた専門職としての部分を地域に展開していくという土台をまたここで項目建てをしていただいたかなと思って感謝しております。もう一点、就労のお話がありましたけれども、こういうふうにやっぱり困難を抱えているひとり親の方の就労というのは本当に難しいという状況がありますが、今回 3 つの指標と目標というところをたてられて、正社員というところでは指標を建てたから目標を立てるというのはとても大事なことで、正社員の指標を建てたというのはある意味画期的だなと思うんです。ただこれが全部の方が当てはまるかと言ったら当てはまらない方もおられる。そこをやっぱりどういうふうにしていくんだろうなということは今後皆様と考えて行くことなんですけれども、私ども短時間労働でも働いているようなことを今考えているんです。企業さんも今働き方改革といわれる中で短時間の仕事ないですか、ということをまず地域の企業さんにちょっと足を運んでお話したり、福祉も企業さんの中の会議に入れてもらって知ってもらいながらお仕事を紹介していただいたりということに取り組んでるんで、そこら辺のこともとても大事なことで、やっていきたいなと思っております。
農野部会長	はい、ありがとうございます。大阪市さんは社会を策定しておられますが、どうしても児童養護施設を中心に国が動いていまして、そのほかの子供の福祉施設に関してはそれぞれの施設の団体の方々が頑張ってどのように今後生活型の施設を活用していくかというそういう議論がされていると思います。特に母子生活支援施設さんは従来からひとり親のとてもセイフティーネットの役割を果たし、また一番フロンタラインでですね関わっておられ、児童養護施設なんかはその対象者のこどものアフターケアですねその対象前から対象後のその流れの中で支援をする、そういう専従員を配置しようかということになっているんですけども、まだ母子生活ではそこまで、だけでも実際はそれぞれの大阪市さんの母子生活支援施設でそういうことを実際にやっておられますからね。どんどん国に向かって発信していけたらなと思っております。安田委員お願いします。

非常に貴重な計画を立てていただきましてありがとうございます。今、お話あったように指標というのは目標といいますか、大切だなというふうに思うんですけどもなかなか初めて指標を作りましたから今度やるときは新しい目標を立てるという視点に立ってるんだという風に思いますんでね。それともう一つ指標でみなさんがご意見なかったというよりも出しても無理だなという、なぜかという支援センターを通らないところから労働局、ハローワークいろんなところから母子家庭を隠して非正規雇用から正社員のなったデータが出ないからそういうデータも含めてひとり親家庭の要するにどれだけ自立したのかというのはそういうのを含めた指標だからこの指標ではなかなか難しいのかなそれを出そうと思ったら大変ですからその工夫をしなければいけないというふうに僕らも思うんですけどね。この新しい計画の展開の変更点で母子家庭の母親の雇い入れの促進を消して、啓発とか情報提供と書いてあるんですけども、僕らは雇い入れというのはあかんな、それは残してしておいてほしかったなと本来ひとり親家庭のお母さんとかお父さんが就職するのに企業の雇い入れを確保せなあかんのやけど情報提供とか働きかけをすると文章には書いてあるんで、それも大切なことなんですけれども、僕は企業の母子家庭の実態でも明らかなように相談に行っても役に立たないという、役に立っているんですよ、役に立っているんですけども行っても仕方がないというのが多くて、5%しか公的機関に行かないというのが何かがあるんだと思うんですよ。行ってもどうしてくれるのかわからないというのがこれを変えていかんともっと身近な相談をとここにも書いているんでそこを変えていくというのも大切ですし、企業がもっともっと雇うような形でできないのかなと。僕最近知ったんでね、大変勉強不足で。大阪府のハートフル条例は障害者だけでなくひとり親も適用するというふうに今年の4月からなっているらしいんです。大阪府はひとり親家庭の表彰制度を作りましたと書いてあるんです。これは大阪市の企業は抜けるんですか、いいえ大阪府下全体の企業がそうになっているんですと。今、大阪府はパブリックコメントを求めているのは障害者の雇い入れの計画を作らないと公表すると、だらしのない企業だということですねそれやったらひとり親家庭の雇用促進計画を作ったらええんちゃうのと企業で。そういう大阪市は表彰制度がありますけどもそういう意味では母子家庭がどうしても行きたい、要するにどうしても働きたいというような会社とか企業をどんどん増やしていくことが本来の目的でありますから大阪府で新しいハートフル条例を作ったらいいのではないかと絶対無理ですけどね条例作っていますから。ただね、公正証書の上限5万円のやつも大阪市が作ったから今度大阪府がやったわけですからね。大阪府にヘイトスピーチ条例ができたから大阪府もヘイトスピーチ条例を作った大阪府が精神的なことをやっているわけですからLGBTの方がパートナーシップ制度を作って沢山の人が相談に今こられているわけですからね。母子家庭の条例があってもいいんじゃないかと、考えてくださいねということなんです。せっかくハートフル条例が今改正されるわけですから大阪府がこのハートフル条例にどうやってかわっていくかというのを考えてほしいなと大阪府からいろいろデータとか資料をもらってもいいですからね、考えてほしいなというのと、本当にこの母子家庭がなぜ自分が明かせないのかと、障害者の条例にもパブリックコメントにも書いてあるんですけども、要するに当事者を雇入れるということと、理解を

	深める取り組みをしているかと書いてある、つまり障害者が会社に行って差別されたらあかんし、L G B Tの人がその会社に入って差別されたら皆辞めていくわけです。だから子供がいることで辞めざるを得ないというひとり親家庭がいるわけですから、子供がいてもちゃんと働けるような会社の体制があったらできるわけですからこのハートフル条例は今それをやろうとしてるんで、大阪市もそれに何らかの形でひとり親家庭の視点で関わっていったほしいなということでございます。ありがとうございます。
農野部会長	はい、ありがとうございます。いろんな計画を作っておられる委員会に出させていただいてありますが、毎回思うのが計画を立てた段階で5年間10年間始まっていくわけなんですけれども委員会の中での議論が今すぐ反映できなくても、それはずっとやっぱり問題意識として残していく大事なものというのはきっとあるんだろうなとそういう気がいつもしておりますね。先ほど条例なんかの話も出たわけなんですけれども企業さん側に立てばですね確かに競争環境が厳しいから大変だと思うんですけれども自分たちの会社の付加価値を高めるといってもいろんな多様な方をしっかりと受けとめることは価値があるのではないかなと思うわけですね。特に最近S D G sですか、それを企業の中に取り入れるという持続可能なそういうどのように社会貢献していくかというのは企業さんにとっても大事な付加価値ではないかと思います。たった一人も取りこぼさないという基本的な中で持続可能な社会をどう作っていくかそういう大きなテーマなんですけれども。はい。申し訳ございません。太田委員、何かコメントございますか？
太田委員	計画についてのご説明拝聴させていただきまして、前回の計画を踏まえて内容的にはよくできているものではないかと思います。特に記載の方向につきましてもまとめるところはまとめて見やすくされているというような工夫も評価できるかなと思います。ただ先ほどからもお話ございますこの目標のところでございますね。これ結局議論色々意見出てますけれども、この正社員、正職員の割合というのを目標に設定されているというところなんです、これを実際具体的な計画の事業の中で例えばこの事業とこの事業とこの事業を中心に正社員、正職員の雇用を支援していこうというようなところはよくわからないという気がしました。就業支援の事業の中で簡単に言いますと、正社員、正職員という表現がキーワードとして出てきていないという気がします。この目標を掲げるのであれば例えば45ページのところの就業支援の3行目のところですよ、特に専門技術や資格取得は安定的な就業、この安定的な就業とはおそらく、正社員、正職員を指しているのかなと思うんですが、例えばここに正社員正職員など安定的な就業に～をしますとかです、ね何らかの形でこの正社員、正職員を意識した表現を計画の中に記載をしておくのが目標を掲げる以上はいいんじゃないかなと思いました。以上です。
農野部会長	はい、ありがとうございます。そうですね、行政さんの計画というのはどうしても施策をずっとあげていくというそういう形になる致し方がないんですけれども目標に関して一体どの事業、どの施策が貢献するものになりますかというのを少しわかりやすい形でというそういうお話でよろしいですね。また一方で正社員になるための条件というのは結構いろんなものが入っているんだろうなという気がします。例えば子供さんを預かる手段とい

	う働くためのその方の力であるとか、あと周りの様々な環境、基盤があってそして正社員となっていくということですから、基本的には包括的総合的な支援が一番ベースとなるのかなという気もするんですけれども。遠藤委員いかがですか。
遠藤委員	遠藤でございます。自立支援計画どうもありがとうございました。本当に細やかに丁寧に作っていただいているなという風に思います。しかも先ほどおっしゃってましたけれども冊子の中にこれまでの振り返りも入れられたということも評価させていただけたらと思います。そのうえでまたこういう風な計画を作られたということがよくわかるなというふうに思いました。他の他都市でもですね養育費の確保に向けての支援のところが、毎日のように新聞やメディアで出されているなというふうに感じます。大阪市も独自のものを作られているかと思うんですけれども、これからどうなっていくのかということに目を向けていかなければいけないなと思ってまして、兵庫県明石市なんかがとてもクローズアップされていて頑張っておられるような印象を受けますが、実際にそれがうまくいくのかということも含めて、他の他都市との情報共有をまたこれから実施に向けてしていただけるといいなと思います。それと後もう一つ先ほど廣瀬委員の方からお話が出ていたと思うんですが、母子生活支援施設のことなんですけれども今回子育て母子生活支援施設における支援の充実ということで項目として入っているんですけれども、実際概要を見ますと5番のサポート体制の充実のところに新しく「新」として母子生活支援施設の概要が載っていると思うんですが、概要に載せられていないところがあって、今日の会議の前からずっと気になってまして、せっかく母子支援生活施設における地域連携及び相談支援のところなんですけれども、これは新として加えられているのに実際に一枚物の資料のところにいくと5が消えてしまっているなということで、ものすごく残念だなという感じがいたします。社会的養育理論で先ほど農野委員の方からも言うておられましたけれども児童養護施設関係はかなり出てくるんですけれども、母子生活支援施設の活用というところでサポート体制の充実のところに何とかこれを盛り込んでいただけないかなとか、入れ込む余地はないのかなと思ってみておりました。子育て生活支援のところには母子生活支援施設のものがああるんですが、これとは内容が別だなという気がしまして、どうかなというふうに思った次第でございます。以上です。
農野会長	はい、ありがとうございます。大阪府内では母子生活支援施設は圧倒的に大阪市内で頑張っていただきますので社会的養育理論なんかちょっと膨らませていただけたらと思います。さあ、貴重なご意見いただきました。今のがそうですけれども、例えば大阪市さんのハートフル条例のようにですね、今後労働施策や企業さんへの協力も視野に入れた市独自の取り組みが可能かどうかといったことやあるいは目標を設定するわけですから、その柱となる施策はいったい何なのか、そういう柱となる施策があらかた見えていないと評価をするときにとても大事なものになってくるのかなと思いますので、そういうご意見もいただけたらと思います。他に矢野委員いかがですか。日頃地域の中で様々な方を見守っていただいているんですが。
矢野委員	民生委員会の矢野でございます。皆さん方色々ご意見いただけたこと大変勉強になります。私ども民生委員は行政との繋ぎ役ということに徹して活動させていただいております。

	す。よって皆さん方の先ほど頂いた意見、またお話等参考にし、またこれから行政とのつなぎに向けて円滑な活動ができるようにさせていただければ有難いなと思っております。物事全て100%答えが出ることはまずないと私は思っております。行政の皆さん方認めておられるように大阪市は今は断トツで進んでいると私は思っております。しかしながらなぜこのような問題が出てくるのか。さきほどもいったように100%を求めるがゆえにでてこないということだと思います。一つ一つの問題はやっぱり異なる部分が多々ある。同じ福祉といってもいろんな問題があります。またひとり親といってもまず課題であるお子さんの状況、障害者であったりまた能力的にはものすごい学力を持っている子供が不登校である。不登校故に勉強ができていないのか家でものすごく勉強している子もおります。だからそういうことで我々係っていくにあたっても個々の問題一つ一つその枠の中にはめ込めるかということそのきちんとした枠皆さん方そういうことで色々ご苦労頂き、また日々の活動していただく中でのご意見が出たと思います。そのことを踏まえて我々民生委員もまた市との間の連携をうまく保っていけるようにやっていければなと思っております。以上です。どうもありがとうございました。
農野部会長	はい、ありがとうございます。地域の中で様々なご家庭を見ておられる中で民生委員の女性むかえさんですか最近よく子供さんに関わっていただいたり子供さんに関わっている中で家庭の問題が少し見えてきたりということもあり、なかなか私たちはついついひとり親家庭というそういう形ですね一つの枠組みで見えてしまうんですけども実際には様々なそういう問題があり、あるいは課題があり、また複合的な問題もありまたそれぞれのご家庭がどんなライフスタイルを構築されるかという対応性も地域の中で活躍していただいているなと思いますね。その中で100%難しいという本当に実感だなというそういう気も致します。そういうなかなかきちんとした枠組みでは捉えられないそういうところをですね民間の社会事業、社会福祉の方がたが色々やっていただいているんだなとつくづく感じるわけですが。はいどうぞ。
廣瀬委員	廣瀬でございます。先ほど民生委員の話が出たんですけども本当に地域の中で子供たちを見守っていただいているところで本当に助けていただいているなと思っているんです。それが私どもの施設と民生委員さんと共同体で地域で学習塾というのをひだまりといいますか行ったわけなんですけれども職の提供であったり子供の居場所となったりというところでもう六年続いております。その中で地域で一緒にすることで何か見守る体制であったり施設の専門性を地域で展開できるというところであると何か垣根を越えて共同体で行うというのがとっても一ついい効果があるのではないかなと思っております。そこには誰もが親になって子育てをできる社会とか地域を作っていくというのは総出で力を一緒にやっていきたいなと思います。今後ともよろしくお願いします。そういうことが少子化対策にもつながっていくんじゃないかと思っております。
農野部会長	はい、ありがとうございます。ぜひ民間の方々の活発な動きとそして行政さんが活用ですね今回6団体と協定を結んでいただいたのは画期的なことだと本当に思います。民間の団体の方々と私は以前児童養護施設で働いてましたし、入り口は大阪児童福祉協会のアフターケア事業部というところが私の一番最初の入り口だったんです。本当に力のある子が

	当初中卒で働いていたりそういう子達がたくさんいました。アフターケア事業部さんなんかはずいぶん前からそういった子供たちをしっかりと受け止めてくださって雇ってくださっているという企業の方を優良雇用主と言うような形でずっと表彰してきていただきました。今も続いています。これが一つのモデルとなって国の政策の一つになっていると。これも大阪発信なんですね。だから子供たちの中に本当に力があり、またひとり親家庭のお母さんもそうだと思います。力のあるそういう方ですね抑圧されてしまっている中で発揮できないというのは非常に悲しいことです、そういう方々をそれぞれ一人も残さず拾い雇えることができたらいいなと思うわけですが、今回のこの計画です、ぜひそのようになったらなと願っております。他に何かご意見ございますでしょうか。はい。
山口委員	この5年間のすごい大阪市の事業についてこれを進めていくうえでやはりばんそう型で支援していくためにもひとり親家庭サポーターの方とか、母子父子自立支援さんのお仕事というのは本当に大変だと思うんですね。専門性も必要だし、その時その時の新しい法律が変わったらそれについてもなくてはならないし、スキルアップをどんどんしていけないといけないという基本なお仕事だと思うんですね。ところが大阪市の場合どうか私よく詳しいことは知らないんですけども、非正規の公務員さんが多いんですね。私この間ドーンセンターでフェミニストカウンセリング専門講座というのを受講して、そこには西日本のいろんな女性センターとかシングルマザーを支援している団体の方とかこられて少しお話したんですけども、非正規の方が多くてこれだけ大変な仕事をやっているのに安い賃金で働いていると。例えばシングルマザーの人が私仕事がないんですよと、それを聞いている相談員のひとが私も一年で切られますってね、そういうことっていいんでしょうかと思うんですね。ちょうど会計年度任用職員の制度も変わるらしいんですけども、ぜひ正規職員を増やすとか正規雇用を役所の方が見本となってやっていただきたいと思います。それをぜひお願いしたいなと思います。そういう専門性をどんどん上げることで大阪市の事業がますます発展していくと思うし、全国のモデルとしてすでに全国区でモデルとしてやられていることが私の中でもあったんですけども、もっともっと専門性もアップしていくなと思います。 それと住宅のことでちょっと書いてあったんですが、52 ページで市営住宅の優先入居と民間住宅への入居支援なんですけれども、やはり住むところに困ったという声が 18 ページの実態調査に載っていたんですけども、市営住宅が安全安心快適な公営住宅になってもらいたいので、私はまだ見に行っていないんですがシングルマザー、シングルファザーにとって本当に住みやすいところなのかというのを検証して、例えば修理するところは修理するとか、もちろん耐震性なんかもあると思うんですが、それと民間の住宅に入るところに登録の推進とかいうのがあるんですけども、例えば家賃補助みたいなのがね、神戸市なんかは条件付きなんですけれども家賃補助やりかけてるんですね。家賃補助、またお金のかかる話といわれそうなんですけれども家賃補助の方向というんですか民間にも入りやすいシングルマザーが自分で住居の自由を選べるように民間住宅にも入れるように、そして保証人がやはりねなかなかシングルマザーの場合取れない、例えばDVなんかの場合逃げて

	きて周りに誰も保証人になってもらえる人がいない場合家に入れない、住所が安定してなかったら仕事もできない、保育所にも入れないという負のスパイラルになってしまうのでそういうところも含めてたとえば家賃補助なんかがしてもらえたらいいというのは希望としてはあります。あと一つだけ、この5年間の大変な事業計画をこれからパブリックコメントとかを使って皆さんに聞かれると思うんですけども、若いひとり親の方、例えば29ページに16歳～19歳、20～24歳の人の賃金とか載ってましたけれども、こういう若いひとり親の人たちの声を聴く場というんですか、例えばパブリックコメントなんかなかなか書かないからもうちょっと柔らかい方法で意見を聞けるようなSNSとか若い人が使っているので何かそういう形で若い人たちの意見を聞ける方法がないかと今思いました。
農野部会長	はい、ありがとうございます。当事者の声を聴くというのはとても大事なことだと思います。今回ひとり親家庭サポーターへの相談件数があがってますけども、指標の中で。是非どんな相談があり、どんなふうに思っておられるのかそういう質的なところも窓口でおっしゃっていただけたらと思います。他に何かご意見なければ。
北委員	北です。いろんな意見があってどれに反応したらいいのか、ただ大阪市さんの作っていただいたこの資料すごく見やすく参考になるなと思いました。今ですけれどひとり親の方で結構問題というか相談が多いのはやはりひとり親で子供を抱えているんだけどお母さんとかが認知症になりかけているということで、やはりそういう方が地域の中の社協とか認知サポーターとかそういう要請とかをしてるやつにできるだけ、だから正規にはならないけども仕事をちょっとやりながら認知サポーターの勉強をしている方たちもいたりとか。それとこどもさんで発達障害を持っているお母さん方も多いんですね。でも発達障害を乗り越えてみんなが家族ひとりじゃないよというような形でひとり親の愛光会館なんかではできるだけ相談を持ったりとかいろんなことで、先ほどおっしゃったように大阪市さんの場合大阪府と違っては看護師さんの助成ですね、かなり大阪府より割と安く行けるというのか、そういうのも通っている子もいます。その中で正看と准看では准看の方が取り易いけど、やはり仕事にもっていくためには正看のほうが良いという形で若い方たちの間では看護師さんや介護士さんの話からやはり正看の方に動いているというのが最近の動向とか、だからそういうふうな形でやはり色々と住宅のことだったら勤めているところで補助がでたりとかするところもあるし、それと先ほど一つ企業側にひとり親を雇ったら助成できますよと勧めたりしますが、会社によっては給料があたりとかないところとか色々あると思うんで、大企業だったり中小企業だったりあると思うんで、企業を探すのが大変だと思うんです。何を言いたいのかといいますと、貧困家庭でも楽しく過ごせるように地域と連携を取って皆さんにご指導いただきながら頑張っていきたいと思います。すいません。
農野部会長	はい、ありがとうございます。今日は本当に活発に委員の先生方のご意見あるいは思いを言っていただけたのかなと思います。ただもう一点議案が残ってますので次に移らせていただいてもよろしいでしょうか。そうしましたら2点目、パブリックコメントについて事務局さんからのご説明よろしく願いいたします。
中井代理	そうしましたら次の議題、パブリックコメントの実施についてということでご説明させ

	ていただきます。資料につきましては資料の5、A4一枚物でございます。次期計画のパブリックコメントの実施についてでございます。案件名、計画の概要は飛ばします。3の添付資料としましては、本日も説明しました3の素案ですねこの素案と、資料の2につけております概要ですね。A3表裏の概要、この二つをパブリックコメントの添付資料として考えてございます。 意見の受付期間ですけれども令和元年12月27日から令和2年1月27日までということでございます。公表資料の閲覧、配架場所等につきましては1ページから2ページにまたがって記載になっておりますけれども関係各所において配架の方させていただきます。送付による応募先につきましてはうちの子ども家庭課ということになっております。内容としてはこういった形でパブリックコメントを実施させていただいて最終計画案としてまとめていきたいと思います。
農野 部会長	はい、ありがとうございます。何か委員の先生方ご質問ございますか。よろしいでしょうか。そうしましたら一応今日頂いている議案につきましては終わったかと思しますので事務局さんにいったんお返ししようと思っておりますのでよろしく願いいたします。
中井代理	委員の皆様、様々なご意見頂戴しまして本当にありがとうございます。私どもが考え及ばないところもいっぱいありまして私自身も自分なりには今回もいっぱい勉強してきたつもりでございましたけれども、まだまだ至らない部分も本当に様々な視点からご意見いただきまして本当に有難く感謝しております。頂いた意見につきましてはなかなか計画に盛り込むのも難しいかなというのがありますけれども、できる限り貴重なご意見反映させていただいてパブリックコメントを考えております。基本は事務局でありますことも家庭課に関する部分が多かったという風に考えておるんですけれども先ほどの意見の冒頭の方にありました雇用のところの関係で男女の賃金格差の話のお話がありまして、今回で行きますと素案のところの49ページのコの雇用環境の整備というあたりに少しかかわってくるのかなと思っているのですが、このあたり何か市民局さんの雇用労働部のご担当の方で今回のこの男女の賃金格差のご意見を頂戴したところなんですけれどもこのあたりなにかご意見ありますでしょうか。
中山	すみません、市民局の雇用労働施策課長の中山でございます。男女の賃金格差というよりも雇用に関しましては来年から同一賃金同一労働ということで待遇の格差というところでですね法改正がなされると施行がなされるということになっておりますのでその部分でケアしていくところなのかなというふうにはその法体系からすると考えられるというふうを考えておりますけれども。
中井代理	はい、ありがとうございました。そうしましたらこの後のスケジュールにつきまして簡単にご説明させていただきたいと思います。最後の資料の6の方になります。こちらの一枚物ごらんいただけたでしょうか。策定のスケジュールということでございます。上段あたりは割愛させていただきまして下段以降パブリックコメントの実施につきましては先ほど説明させていただいた通りでございます。できるだけパブリックコメントの実施というものを周知ということもありますので1月の市の広報誌の方にも掲載の方させていただく予定としております。その後ですけれども第3回の当部会の方2月に開催させていただいて3

	月には親会にあたりますこども子育て支援会議の方がございますので、そちらの方に当部会の議論の内容の方をご報告させていただいて最終本年度に次期計画の方策定させていただきたいと考えております。事務局の方の説明は以上でございます。
農野 部会長	ありがとうございます。次回は2月に第3回を開催するということでございますので、また日程調整の程よろしく願いいたします。それでは本日の議事はこれで終了とさせていただきますがよろしいでしょうか。委員の先生方どうもありがとうございました。

①

②

③

④

⑤ 山口

ビビット TV 大阪市のシングルマザー 就労支援に力を入れていることを特集。

ジェンダーギャップ指数 シングルマザーの貧困

企業側にも賃金格差の是正をやっていただきたい。49ページ

ひとり親が一つの仕事を8時間働いて、まっとうな賃金が支払われるように企業へからのバックアップを求める

農野

ひとり親

中井

おっしゃる通り。大きな課題。理念的なところはおっしゃるとおり

北

役員会社 男女雇用均等法 雑用ではなく 雇用環境 母子家庭は優遇されているが、前向きな人は子供を

優先する時間の取り方 正社員になると大変だ、自ら。

子供の学費に力をいれている視点 正規雇用もいいが、母子家庭の中には視点が違う人も。

射手谷

おっしゃる通り。正社員緒求人が増えている。希望する人がどれくらいいるかというと減っているのが現状。

いろんな選択肢を提供できるのが大切。個人様々な理由がある。

正社員は賃金は高いが、責任も重い、それを嫌がるひとが多い。短時間の求人も増やすように

農野

アメリカ ホームレスに就職を紹介する。いろんな選択肢があるのは大事。優良企業を表彰する、

廣瀬

支援の充実に感謝。ひとり親は幅が広い、どこに焦点を当てるか。妊婦、外人。。

施設側は考えている。支援施設が社会に認知 ネットワーク アフターケア 孤独、疎外感を感じない様に支援している。施設の中の支援な見えにくい。様々な支援。就労支援、子育て支援、顔の見える支援。項目建てをしてくれた地域連携及び

地域に展開 就労 困難を抱えるひとり親は難しいが目標を立てるのが大事。

全員が同じではないのでそこをどうするのか。短時間労働でも働けるように支援している 起業に。だいじなことでやっていっている

農野

生活型の施設。児童養護施設 専従員を配置考えている

安田

指標は大事 新しい雇い入れを残してほしかった。相談ににっても役に立たない、公的機関に。これを変えていくのが大切。企業がもっと雇い入れてほしい。ハートフル条例障がい者だけでなく、母子家庭も入れる。企業にもひとり親家庭促進計画を作ったらどうか。更正証書 大阪市が先進的なことをしている 母子家庭の条例があってもいいのではないかと おおさかしがどうやってハートフル条例に係ってほしい

ひとり親関係の視点でかかわってほしい

農野

計画を立てた段階で委員会の中の議論 ずっと問題視される議論として残っていく

企業の競争環境が厳しい中、いろんな人を雇い入れるのは自分たちの価値もあがるのではないかと。

太田

計画について 内容的にはよくできている 工夫もされている

目標のころ 正職員の割合 雇用を支援していこうとするつながりがよくわからない 正職員キーワードは出てきていない 4 5 P 安定的な就労イコール正職員

農野

行政の計画は施策をあげていく 正社員の条件 色々ある 基盤があつての正社員

総合的な支援が必要となってくる

遠藤

自立支援計画 細やかに作っている これまでの振りかえりもよかった 他都市 養育費の確保 毎日新聞に載っている これからどうやっていくのか 明石ガクローズアップしているが・・・広瀬委員 母子生活支援施設 サポート体制充実に盛り込んでほしかった 概要5番 地域連携及び相談施設 児童養護し施設

農野

母子生活支援施設 膨らませてほしい

目標設定 柱となる施策はなんなのか ひょうかをするときに大事jになってくる

矢野

民生委員は行政とのつなぎ役として活動している。皆さん話を参考に。ものごと100% 行政 大阪市は単独に進んでいると思っている 100%を求めるがゆえに問題も起こる 同じ福祉 個々の問題は様々 枠の中にははめ込めない

農野

民生委員 こどもに係っている ひとり親を一つの枠組みで見がちだが、実は問題は様々 そこを民間の方がサポートしている

廣瀬

民生委員は地域の中で子どもを見守ってくれている 助けてもらっている

学習塾、食堂 地域で一緒にすることでいい効果があるのでは。だれもが親になって地域を作っている。そういうことが

農野

6団体と協定を結んでいる。 アフターケア事業部が入り口だった これがモデルとなって発信 大阪発信 山口

5年間のすごい事業 伴走型でポーターは大変 スキルアップ必要 非正規の公務員が多い

フェミニスト講座を受講 大変な仕事のわりに安い賃金 正規雇用を増やす 役所が先頭に立って 大阪市の事業がますます発展していくのではないかと 全国のもモデルに。

住宅について 52P 市営住宅がはたしてひとり親に実際に住みやすいのか 家賃補助希望 神戸市 ひとり親 保証人が取れない 住居の大切さ 若いひとり親の声を聴く場ができれば

農野

当事者の声を聴くのは大事

北

大阪市の資料参考になる ひとり親の多い問題 親が認知症になりかけている ニンチサポーターの勉強をしている 子が発達障害 愛光会館 相談 市の助成 愛光の講座 安い 正看護師人気 ひとり親を雇うと補助がでるが、企業の大きさもある 地域と連携

⑥ 中山

法改正でケア